

主な施策の取組状況

- 災害対策等の推進への対応
(No. 1 ~ No. 14)
- 住情報・住教育への対応
(No. 15 ~ No. 18)

1) 既存住宅の耐震化の促進

<災害対策等の推進への対応>

1. 住宅の耐震化支援(その1)

○京都府木造住宅耐震改修等事業費補助

木造住宅の耐震改修設計、耐震改修工事及び耐震シェルター設置に要する費用を市町村が一部補助

【対象木造住宅】

- ・昭和56年5月31日以前に着工したもの
- ・30戸/ha以上の密集市街地又は市町村が耐震化を進めると定めた地域内
- ・延べ面積の2分の1以上を住宅として使用しているもの

【補助実績(府費)】

年度	耐震改修		簡易耐震改修		耐震シェルター設置	
	件数	補助額(千円)	件数	補助額(千円)	件数	補助額(千円)
2016(H28)	187	82,500	732	78,450	4	129
2017(H29)	145	60,995	764	80,486	2	150
2018(H30)	214	58,447	1,096	106,509	2	150
2019(R1)	205	50,937	868	73,944	0	0

※耐震改修…耐震診断結果が1.0未満のものを改修後1.0以上に向上させるもの
(当分の間、改修後0.7以上に向上させるものも対象)

簡易耐震改修…屋根を軽量化すること等簡易な改修の方法により耐震性を向上させるもの

2. 住宅の耐震化支援(その2)

○京都府木造住宅耐震診断士派遣事業
(木造住宅)

京都府木造住宅耐震診断士を市町村が派遣して耐震診断等を実施

【対象住宅】

- ・昭和56年5月31日以前に着工したもの
- ・木造住宅で、延べ床面積の2分の1以上を住宅として使用しているもの
- ・自己診断の結果、倒壊等の危険性が高いもの

【耐震診断実績】

年度	戸数(戸)
2016(H28)	818
2017(H29)	602
2018(H30)	1,090
2019(R1)	590

○京都府住宅耐震診断事業(マンション)

マンションの耐震診断費用を市町村が一部補助

【対象マンション】

- ・昭和56年5月31日以前に着工したもの
- ・階数が2以上で、鉄筋コンクリート造、鉄筋鉄骨コンクリート造又は鉄骨造のもの
- ・住宅部分の床面積の合計が、全床面積の3分の2以上のもの
- ・住戸の数が、2以上のもの

【耐震診断実績】

年度	戸数(戸)
2016(H28)	86
2017(H29)	266
2018(H30)	323
2019(R1)	30

3. 耐震診断士の養成・登録

○京都府木造住宅耐震診断士登録講習会

京都府木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱に基づいて耐震診断等を行う、京都府木造住宅耐震診断士を養成・登録するための講習会を開催

【対象者】

- ・京都府内の建築士事務所に所属する建築士
- ・「国土交通大臣登録木造耐震診断資格者講習」受講者及び受講予定者

【開催実績】

年度	開催回数(回)	登録(人)
2016(H28)	2	13
2017(H29)	1	11
2018(H30)	3	36
2019(R1)	1	10

4. 普及啓発等による耐震化促進

○耐震プラスで安心ぷらす

府内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に進めるため京都府建築物耐震改修促進計画を平成28年3月に策定し、耐震化を含めた災害対策等の推進を図る。

- 耐震改修や新耐震基準住宅の安全性向上のためのパンフレットの配布、HPでの耐震改修工法や補助制度の情報発信による普及啓発



5. ソフト面での取組(その1)

○雨水タンク(マイクロ呑龍)設置支援

近年頻発する短時間豪雨に対する防災や雨水の利活用に役立てるため、雨水タンク(通称、「マイクロ呑龍」)の設置費用を府と市町が一部補助

【設置実績】

年度	設置数(基)	府費(千円)
2016(H28)	538	4,971
2017(H29)	348	3,142
2018(H30)	334	3,136
2019(R1)	342	3,080



府庁2号館屋上に設置されている「マイクロ呑龍」

6. ソフト面での取組(その2)

○マルチハサード情報提供システムの開設

「災害からの安全な京都づくり条例」に基づき、水害や地震などの災害危険情報を府民に提供するサイトを整備(平成28年)

○特定災害危険情報の把握義務付け

宅地建物取引業者に対して、京都府がマルチハサード情報提供システムにより提供する「特定災害危険情報」を把握することを義務付け(平成28年) → 特定災害危険情報に係る説明会実施

【開催実績】

年度	開催(回)
2016(H28)	9
2017(H29)	1

7. (参考)被災者に対する支援制度

○地域再建被災者住宅支援事業

大規模自然災害により生活基盤となる住宅等の被害を受けた府民が、可能な限り早期に安定した生活を再建することにより地域のコミュニティの崩壊を防止し、活力を取り戻すため、被災住宅の再建等に係る補助金の交付事業を行った市町村に対し、当該事業に要する経費を補助

【住宅再建経費等】

被災住宅の再建等(建替え、購入、補修、賃借)経費等

※住宅再建関連経費(被災住宅の清掃費、家具、家電製品購入費等)含む

【補助額(千円)】

年度	H29台風18号		H29台風21号		H30 7月豪雨	
	件	補助	件	補助	件	補助
2017(H29)	47	10,737	265	58,233		
2018(H30)	20	5,561	181	49,243	264	70,679
2019(R1)	1	32	25	7,012	89	31,666

【住宅再建融資返済経費】

被災住宅の建替え等(建替え、購入、補修)において融資を利用した場合の返済経費

【補助額(千円)】

年度	H29台風18号		H29台風21号		H30 7月豪雨	
	件	補助	件	補助	件	補助
2018(H30)	-	-	1	18	-	-
2019(R1)	1	1	1	48	3	84

8. 公的賃貸住宅における災害対策の推進

○公営住宅等の耐震化促進

耐震性のない府営住宅等の集約事業による用途廃止又は建替事業による建替により、耐震化を促進

○東日本大震災の自主避難者に対する優先入居

福島県(避難指示区域を除く)から京都府内に避難している方を対象とした公営住宅の特定目的優先入居募集を実施

【募集戸数】

年度	京都府(戸)	京都市(戸)
2016(H28)	37	36
2017(H29)	30	29
2018(H30)	29	29
2019(R1)	15	29

9. 地域防災への貢献

○応急仮設住宅の建設用地の把握

大規模な地震等により多数の住民が住宅を失う恐れに対応するため、応急仮設住宅建設適地を選定・把握することで、早急の着工ができるよう取り組む。

年度	建設候補地数(箇所)	建設可能戸数(戸)
2016(H28)	1,099	75,721
2017(H29)	1,101	75,761
2018(H30)	1,097	73,449
2019(R1)	1,089	72,732

○応急仮設住宅の建設に関する関係団体との協力体制の構築

年度	協定締結済 団体
2016(H28)	(一社)プレハブ協会
2017(H29)	(一社)全国木造建設事業協会

10. 適切な宅地造成と的確な開発指導

○開発許可制度

開発行為(主として建築物の建築を目的として行う土地の区画形質の変更)を行う場合は、開発行為を行う土地の区域及び規模により、都市計画法第29条による開発許可が必要

【開発許可件数】

年度	件数(件)
2016(H28)	146
2017(H29)	128
2018(H30)	129
2019(R1)	108

11. 密集市街地の整備改善

○地震時等に著しく危険な密集市街地

密集市街地のうち、延焼危険性や避難困難性が特に高く、地震時等における最低限の安全性が確保されていない著しく危険な密集市街地
→住生活基本計画(全国計画)において、「地震時等に著しく危険な密集市街地の面積」約6,000haを令和2年度までに概ね解消するとの目標が定められた。

【府内の解消状況】

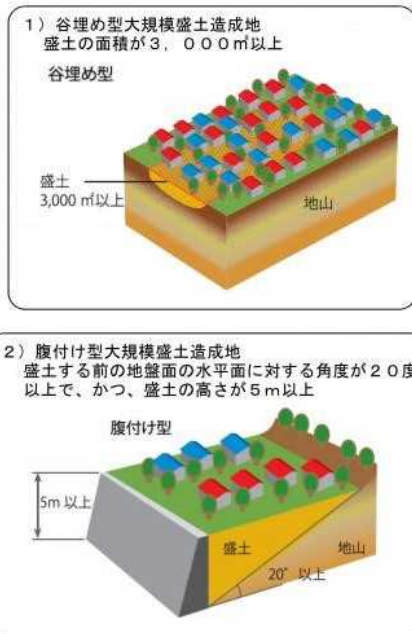
	面積(ha)	面積(ha) (R1年度末)
京都市	357	357
向日市	5	0
計	362	357

※向日市は自然更新により、平成28年度末に解消済

12. 大規模盛土造成地の実態調査と情報提供

○大規模盛土造成地とは

盛土造成地のうち、次の要件を満たすものを「大規模盛土造成地」とする。



(出典)国土交通省

○京都府大規模盛土造成地マップ

阪神・淡路大震災、東日本大震災や熊本地震では、大規模に盛土された宅地において、滑動崩壊による宅地被害が報告されているなか、盛土された造成地は外見上の判断が困難なため、京都府では大規模盛土造成地の概ねの位置や規模について調査し、地図を作成(H29.3公表)

【調査方法】

造成前と造成後の地形図や空中写真などを重ね合わせて、標高差を把握することにより、大規模盛土造成地の概ねの位置と規模を机上に抽出

【調査結果】

京都市を除く府内25の市町村すべてにおいて調査を実施したところ、23の市町村において、1,278箇所の大規模盛土造成地を抽出
※井手町と南山城村においては、存在せず

13. 土砂災害警戒区域内の支援

○土砂災害区域内の既存不適格の住宅・建築物に対する支援

土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物は、建築基準法施行令第80条の3の規定による構造規制が適用

【実績(R1年度末)】

除却費及び建設助成費用の補助制度:

8市で要綱策定済

(舞鶴市、綾部市、宇治市、亀岡市、城陽市、京田辺市、京丹後市、木津川市)

外壁や構造耐力上主要な部分の改修費用の補助制度:

7市で要綱策定済

(京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、京田辺市、南丹市、木津川市)

14. 防犯認定モデルマンションの普及

○防犯認定モデルマンション

NPO法人京都府防犯設備士協会では、施設状況や防犯機器、防犯設備などを審査して基準に適合すれば防犯モデルマンションとして認定し、認定標識を交付する他、同協会に登録・一般公表

【認定実績】

年度	件数(件)
2016(H28)	82
2017(H29)	24
2018(H30)	11
2019(R1)	10



15. 住まいに関する基礎的知識・知恵や環境への配慮など京都らしい暮らし方を学ぶ機会の提供

○すまいスクール

京都市では、住まい方及びくらし方に関する知識を広め、良好な居住環境づくりを目指す「京都市安心すまいまちづくり推進事業」の一環として、すまいについて学んでいただく講座「すまいスクール」を実施(京都市主催)

※学校教育の場で、住まいに関する出張講座も提供

【開催実績】

年度	開催回数(回)
2016(H28)	10
2017(H29)	8
2018(H30)	9
2019(R1)	6



(出典) 京安心すまいセンター

16. 京都府住宅供給公社への住宅相談業務委託

○住宅相談事業

府民から寄せられた住宅に関する疑問やトラブルに係る様々な相談に対し、相談窓口(府住宅供給公社へ委託)の相談員が問題解決に向けた適切なアドバイスを行うとともに、弁護士、建築士がより専門性の高い相談内容についても対応

【一般相談】

月曜日～金曜日の9:00～12:00
13:00～17:00

【弁護士相談】

毎週水曜・木曜日の13:30～16:30(要予約)

【建築士相談】

毎月第1・第3火曜日の13:30～16:30(要予約)

【相談実績(件)】

年度	一般相談	弁護士相談	建築士相談	合計
2016(H28)	1,882	413	67	2,362
2017(H29)	1,937	419	64	2,420
2018(H30)	2,113	457	78	2,648
2019(R1)	1,812	421	58	2,291

17. (参考) 京都府内の相談所・センター概要

	住宅相談所	住宅リフォーム・紛争処理支援センター	京都府宅建業協会	京都弁護士会	法テラス京都	京安心すまいるセンター	京都府消費者生活安全センター
相談日時	月～金 9:00-17:00	月～金 10:00-17:00	<本部> 毎週火・金 13:00-15:30 <北部> 第1・第3火 13:00-15:30	月～金 9:30-16:00	月～金 9:00-17:00	月～日 (水除く) 9:30-17:00	月～金 9:00-16:00 土日・祝 10:00-16:00
相談対応	電話、来所	電話	電話、来所	来所	電話、来所	電話、来所、 必要に応じて訪問	電話、来所、 メール
相談料金	無料	無料	無料	有料	一部無料	無料	無料
弁護士相談	あり	あり	なし	あり	あり	あり(日曜)	あり
建築士相談	あり	あり	なし	なし	なし	あり(日曜)	なし

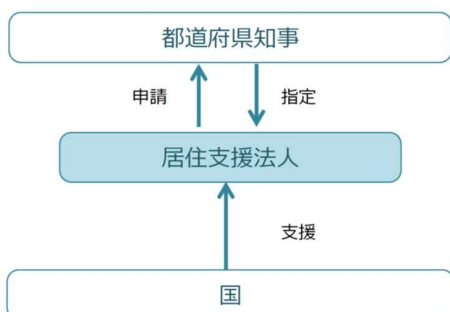
18. (参考) 住宅確保要配慮者に対する相談窓口

○住宅確保要配慮者居住支援法人

住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居を促進するための支援事業※を行う法人又は会社を、知事が指定(法第40条)

- ※① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援 等

【指定実績】 11法人(R2年12月現在)



(出典) 国土交通省

○高齢者等入居サポーター

高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、民間賃貸住宅の賃貸人及び民間賃貸住宅への入居を希望する高齢者等に対する助言並びに安心居住を推進する各種制度の情報提供等努める高齢者等入居サポーターを登録(H27年度～)

- 【登録要件】
- ・不動産業に従事
 - ・趣旨に賛同し、「誠実に相談者に対応する」等の宣言書を提出

【登録実績】 33名(R2年12月現在)



高齢者等入居サポーター登録証授与式の様子